

報告第12号, 第13号

令和4年6月3日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 12 号	専決処分の報告について	1
報告第 13 号	専決処分の報告について	5

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月23日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

31,900円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和４年３月２４日、道伯五丁目地内において、職員が救急活動中、救急自動車を発進させたところ、相手方敷地内のエントランスタイルに当該救急自動車の左側後輪が乗り上げ、これを破損させたもの。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市手数料条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月24日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 5 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成 1 2 年鈴鹿市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					
別表第 5 (第 2 条関係)					
建築基準法(昭和25年法律第201号) 関係					
手数料を徴収する事務		手数料の名称	手数料の金額		
			区分		金額
略	略	略	略	略	略
40	建築基準法第85条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		1 件につき	120, 000円
41	建築基準法第85条第 7 項の規定に基づく国際的な規模の会議等使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議等使用する仮設興行場等建築許可申請手数料		1 件につき	160, 000円
略	略	略		略	略
53	建築基準法第87条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合		1 件につき	120, 000円

改正前

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する事務		手数料の名称	手数料の金額		
			区分	金額	
略	略	略	略	略	略
40	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		1件につき	120,000円
41	建築基準法第85条第6項の規定に基づく国際的な規模の会議等使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議等使用する仮設興行場等建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
略	略	略		略	略
53	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合		1件につき	120,000円

	する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	の制限の緩和に係る許可申請手数料			
54	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料		1件につき	160,000円
略	略	略		略	略
備考					
略					

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）第11条の規定の施行の日から施行する。

	する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	の制限の緩和に係る許可申請手数料			
54	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料		1件につき	160,000円
略	略	略		略	略

備考

略